

## 第五次環境基本計画の土壤農薬部会での進捗点検について

令和2年1月17日  
中央環境審議会  
土壤農薬部会事務局

### 1. 第五次環境基本計画と進捗点検スキーム

平成30年(2018年)4月に策定された第五次環境基本計画は、「環境・経済・社会の統合的向上の具体化」や「地域循環共生圏」の創造を目指し、分野横断的な6つの「**重点戦略**」(経済、国土、地域、暮らし、技術、国際)を設定している。

一方で、環境リスク管理等の環境保全の取組は、「**重点戦略を支える環境政策**」として揺るぎなく着実に推進することとしている<sup>1</sup>。

(※第五次環境基本計画の概要：参考資料5-3)

その際、同計画の効果的な実施に向け、同計画の進捗状況の点検を行うこととしており、特に、「**重点戦略**」については、「経済社会システム、ライフスタイル、技術といったあらゆる観点からのイノベーション」と、「環境政策を通じた経済・社会的課題の同時解決」が如何に進捗したかを把握することに力点を置いて点検を行うこととされている。併せて、「**重点戦略を支える環境政策**」についても、各施策が進捗しているかの点検を行うこととされている。

(※第五次環境基本計画 第3部 計画の効果的実施(66・67ページ))

その上で、環境基本計画の策定及び点検を所掌する総合政策部会において、「**重点戦略**」及び「**重点戦略を支える環境政策**」を各部会に割り振り、各部会は、担当部分について点検し、当該部分に関する報告書をまとめることとなった。

(※平成30年12月25日付け総合政策部会資料4)

さらに、今回の計画の第1回点検を2019年度～2020年度、第2回点検を2021年度～2022年度に実施し、特に土壤農薬部会の点検領域は、第1回点検(2019年度～2020年度)に行うこととなった。

(※令和元年7月8日付け総合政策部会資料1：参考資料5-1)

<sup>1</sup> 計画策定時において、「重点戦略」は、経済・社会的課題の貢献に資するような施策、「重点戦略を支える環境政策」はそれ以外の施策と分類されている(平成30年12月25日付け総合政策部会資料4)

## 2. 土壤農薬部会における進捗点検方針

1. を踏まえ、今回、土壤農薬部会における第五次環境基本計画の進捗状況の点検を、以下のとおり実施するものとする。

### (1) 点検の範囲・観点

#### ①点検の範囲

- ・土壤農薬部会にあつては、「重点戦略を支える環境政策」に位置付けられている「土壤汚染対策による環境リスクの適切な管理」、「農薬の生態影響評価の改善」の2分野について点検を実施する。

#### ②点検の観点

- ・可能な限り定量評価を交えて、施策の実施状況を点検する。

### (2) 点検の進め方

#### ①関係者ヒアリング（第1回）

- ・施策の進捗状況等の観点から、水・大気環境局内の担当課室のみならず、有識者・自治体・業界団体等からのヒアリングを実施する。

#### ②施策シートの提出及び報告書取りまとめ（第2回）

- ・「重点戦略を支える環境政策」ごとに施策シートを作成する。
- ・上記関係者ヒアリング及び施策シートを踏まえて、土壤農薬部会の報告書を取りまとめる。

#### ③総合政策部会への報告（令和2年夏頃）

- ・令和2年に開催される総合政策部会において、原則として部会長から、報告書による報告を行う。

土壌農薬部会 重点戦略を支える環境政策シート

|   |                  |
|---|------------------|
| 支える／体系分類名   | 4. 環境リスクの管理      |
| 支える／体系項目名   | (1) 水・大気・土壌の環境保全 |
| <p>⑤土壌汚染に関する適切なリスク管理を推進するため、「土壌汚染対策法の一部を改正する法律」（平成29年法律第33号）の施行のため、政省令の整備等を進めるとともに、引き続き調査や措置の適切な実施により土壌汚染に係る安全を確保する。その上で、適切な情報開示、周知活動により安心感の向上や土地取引の円滑化につなげる。</p> |                  |
| 関係部局  | -                |
| <p>(取組の進捗状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・【●●】</li> <li>・</li> <li>・</li> </ul>  |                  |
| 施策の評価指標   |                  |
| 他施策との連携状況   |                  |
| 課題及び今後の取組方針   |                  |

土壌農薬部会 重点戦略を支える環境政策シート

|  |             |
|--|-------------|
| 支える／体系分類名  | 4. 環境リスクの管理 |
| 支える／体系項目名  | (2) 化学物質管理  |
| <p>⑤農薬については、国民の生活環境の保全に寄与する観点から、従来の水産動植物への急性影響に関するリスク評価に加え、新たに長期ばく露による影響や水産動植物以外の生物を対象としたリスク評価手法を確立し、農薬登録制度における生態影響評価の改善を図る。</p> |             |
| 関係部局   | 農林水産省       |
| <p>(取組の進捗状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・【●●】</li> <li>・</li> <li>・</li> </ul>                                   |             |
| 施策の評価指標  |             |
| 他施策との連携状況  |             |
| 課題及び今後の取組方針  |             |

# 第五次環境基本計画 (土壌農薬部会分抜粋)

## 第1部 環境・経済・社会の状況と環境政策の展開の方向 (略)

## 第2部 環境戦略の具体的な展開

### 第1章 重点戦略設定の考え方 (略)

### 第2章 重点戦略ごとの環境政策の展開

※記載なし

### 第3章 重点戦略を支える環境政策の展開

#### 1～3. (略)

#### 4. 環境リスクの管理

大気、公共用水域、地下水、土壌等の汚染・汚濁を防止し、また、有害化学物質による環境の汚染を防止することにより国民の健康と生活環境を守るための施策は、環境行政の出発点であり、今後も揺るぎなく着実に推進していく。

##### (1) 水・大気・土壌の環境保全

生存基盤たる水・大気・土壌環境については、環境基準を達成し、また、継続的な改善を図るため、「大気汚染防止法」(昭和43年法律第97号)、「水質汚濁防止法」(昭和45年法律第138号)、「土壌汚染対策法」(平成14年法律第53号)等関連法令に基づく対策を引き続き適切に実施していく。とりわけ、以下の事項に重点的に取り組む。

##### ①～④ (略)

##### ⑤ 土壌汚染対策による環境リスクの適切な管理

土壌汚染に関する適切なリスク管理を推進するため、「土壌汚染対策法の一部を改正する法律」(平成29年法律第33号)の施行のため、政省令の整備等を進めるとともに、引き続き調査や措置の適切な実施により土壌汚染に係る安全を確保する。その上で、適切な情報開示、周知活動により安心感の向上や土地取引の円滑化につなげる。

##### ⑥ (略)

##### ○取組推進に向けた指標

取組の推進に当たっては、以下の指標等に基づいて進捗状況の評価を行う。

##### (水環境保全に関する指標)

- ・公共用水域及び地下水の水質汚濁に係る環境基準の達成状況
- ・流域水循環計画の策定数

##### (水環境保全に関する補助的指標)

- ・水質等のモニタリング地点
- ・主要な閉鎖性水域における汚濁負荷量
- ・廃棄物の海洋投入処分量
- ・再生水の利用量
- ・湧水の把握件数
- ・森林面積(育成単層林、育成複層林、天然生林)

- ・保安林面積
- ・水環境の保全の観点から設定された水辺地の保全地区等の面積
- ・主要な閉鎖性海域の干潟・藻場面積
- ・生態系の保全の観点から田園自然環境の創造に着手した地域数
- ・里海づくり活動の取組箇所数
- ・地域共同により農地周りの水環境の保全管理を行う面積
- ・都市域における水と緑の公的空間確保量
- ・全国水生生物調査の参加人数

(大気環境保全に関する指標)

- ・大気汚染物質に係る環境基準達成状況
- ・有害大気汚染物質に係る環境基準、指針値達成状況
- ・幹線道路を中心とする沿道地域の自動車騒音に係る環境基準の達成状況
- ・新幹線鉄道騒音及び航空機騒音に係る環境基準の達成状況
- ・騒音の一般地域における環境基準の達成状況

## (2) 化学物質管理

### ⑤農薬の生態影響評価の改善

農薬については、国民の生活環境の保全に寄与する観点から、従来の水産動植物への急性影響に関するリスク評価に加え、新たに長期ばく露による影響や水産動植物以外の生物を対象としたリスク評価手法を確立し、農薬登録制度における生態影響評価の改善を図る。

#### ○取組推進に向けた指標

取組の推進に当たっては、以下の指標に基づいて進捗状況の評価を行う。

(環境中の残留状況に係る指標)

- ・環境基準、目標値、指針値が設定されている有害物質については、その達成状況
- ・各種の環境調査・モニタリングの実施状況（調査物質数、地点数、媒体数）
- ・P O P s等、長期間継続してモニタリングを実施している物質については、濃度の増減傾向の指標化を今後検討する（例：濃度が減少傾向にある物質数）

(環境への排出状況に係る指標)

- ・P R T R制度の対象物質の排出量及び移動量

(リスク評価に係る指標)

- ・化学物質審査規制法に基づくスクリーニング評価及びリスク評価の実施状況
- ・農薬登録制度における新たな生態影響評価の実施状況

## 5・6. (略)

## 第3部 計画の効果的実施

### 1. 計画の実施

#### (1) 政府による計画の実施

環境基本計画の効果的な実施のためには、まず、本計画の環境・経済・社会の統合的向上という方向性を政府内外で共有し、全ての主体が協力して、この具体化に向け実際に行動していくことが非常に重要である。

政府は、閣議のほか関連する閣僚会議や関係府省間の会合などの場を通じて、この方向

性に対する共通認識を深め、関係機関の緊密な連携を図り、環境基本計画に掲げられた環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に実施する。また、政府は、地方公共団体、事業者、民間団体、国民等、あらゆる主体に対して、環境・経済・社会の統合的向上の具体化という方向性の共通認識が得られるよう努める。

政府は、環境基本計画に掲げられた各種施策を実施するため、施策の有効性を検証しつつ、必要な制度の整備、財政上の措置その他の措置を講じる。その際、本計画の進捗状況、環境の状況などを踏まえるとともに、必要に応じて改善を行い、これを踏まえ、関係する機関の適切な連携の下で、各種事業が総合的に推進されるよう適切に対処する。また、地方公共団体が地域の実情に応じて自主的積極的に実施する環境の保全に関する施策のための費用について、必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努める。

関係府省は、環境基本計画を踏まえながら、オフィス、会議、イベント等における物品・エネルギーの使用といった通常の経済主体としての活動分野と、各般の制度の立案等を含む環境に影響を与えうる政策分野の両面において、それぞれの定める環境配慮の方針に基づき、環境配慮を推進する。また、環境配慮の取組を一層充実させるため、環境配慮の実施状況を点検し、その結果をそれぞれの活動に反映していくための仕組みの強化等、環境管理システムに関する取組を積極的に推進する。

## (2) 政府以外の各主体による計画の実施

各主体それぞれが、環境基本計画に基づいて、公平な役割分担の下に、様々な施策、取組を自主的かつ積極的に推進するために、連携、協力を密にすることが必要である。各主体は、環境基本計画の環境・経済・社会の統合的向上という方向性に沿い、自らの行動への環境配慮の織り込みに最大限努めるものとし、その推進に当たり、環境管理システムなどの手続的手法の活用を図るものとする。

地方公共団体には、環境基本計画に示された方向に沿いながら、地域の自然的社会的条件に応じて、国との連携を図りつつ、国に準じた施策やその他の独自の環境の保全に関する施策について、環境の保全に関する総合的な計画の策定などにより、これを総合的かつ計画的に進めることが期待される。

## (3) 各種計画との連携

経済社会活動が、環境問題とより密接な関係を持つようになってきている今日においては、幅広い分野の政策が環境政策と関係を持つようになってきている。国は、環境に影響を及ぼすと認められる計画を策定するに当たっては、環境・経済・社会の統合的向上という方向性に沿って、環境の保全に配慮しなければならない。環境保全のための配慮に当たっては、次のような方針で臨む。

環境の保全に関する国の基本的な計画である環境基本計画と国の他の計画との間では、環境の保全に関しては、環境基本計画との調和が保たれたものであることが重要である。国の他の計画のうち、専ら環境の保全を目的とするものは、環境基本計画の基本的な方向に沿って策定、推進する。

また、国のその他の計画であって環境の保全に関する事項を定めるものについては、環境の保全に関しては、環境基本計画の基本的な方向に沿ったものとするものとし、このため、これらの計画と環境基本計画との相互の連携を図る。特に、法令に環境基本計画との調和に関する規定がある計画については、当該規定を踏まえ、本計画の基本的な方向に沿ったものとなるよう留意することとする。

## 2. 計画の進捗状況の点検

### (1) 計画の進捗状況の点検の実施方針

環境基本計画の着実な実行を確保するため、中央環境審議会は、国民各界各層の意見も聴きながら、環境基本計画に基づく施策の進捗状況などを点検し、必要に応じ、その後の政策の方向につき政府に報告する。

#### ①計画に掲げられた個別施策の進捗状況に関する点検

中央環境審議会は、2019 年度及び2021 年度において、第2部第2章の「重点戦略」及び第3章「重点戦略を支える環境政策」並びに第4部「環境保全施策の体系」について、それぞれの趣旨に基づき、関係府省からのヒアリングの実施等により個別施策の進捗状況の点検を実施する。その際、「1. 気候変動対策」については、地球温暖化対策計画及び気候変動の影響への適応計画の直近の点検結果を可能な限り活用する。また、「2. 循環型社会の形成」及び「3. 生物多様性の確保・自然共生」については、それぞれ循環型社会形成推進基本計画の直近の点検結果及び生物多様性国家戦略の直近の点検結果を可能な限り活用する。

#### ②計画の総合的な進捗状況に関する点検

中央環境審議会は、2020 年度及び2022 年度において、各前年度に実施した個別施策の点検結果を参照しつつ、重点戦略について、第1部第2章において述べた今後の環境政策が果たすべき二つの役割である「経済社会システム、ライフスタイル、技術といったあらゆる観点からのイノベーション」と「環境政策を通じた経済・社会的課題の同時解決」が如何に進捗したかを把握することに力点を置いて点検を行う。また、これらの観点から、重点戦略に関連した官民の取組の優良事例のヒアリングを実施する。併せて、重点戦略を支える環境政策及び環境保全施策の体系についても、各施策が進捗しているかの点検を行う。これらの結果を踏まえ、環境基本計画の総合的な進捗状況に関する報告書を作成する。

#### ③進捗状況の把握のための指標の活用

点検等に当たっては、環境基本計画の進捗状況についての全体的な傾向を明らかにし、環境基本計画の実効性の確保に資するため、環境の状況、取組の状況等を総合的に表す指標群を活用する。指標の設定に当たっては、可能な限り定量的な指標を用いる。ただし、施策等の性質によって指標の定量化が困難であったり、適切でない場合には、定性的な評価を基本とし、定量的な指標は補足的に用いることとする。

なお、これらの指標の使用に当たっては、それぞれの指標が持つ特性や限界等に十分留意する必要があるとともに、それらに関して、広く関係者の理解を得るよう努めることが重要である。また、指標が本計画の目指す方向を的確に反映し、かつ環境や経済・社会等の状況に即した適切なものであるよう常に見直しを行い、指標の継続性にも配慮しつつ、その発展のため、必要に応じ機動的に変更を行う。

### (2) 計画の進捗状況の点検結果の活用

中央環境審議会の点検結果については、国の政策の企画立案等に活用するほか、環境基本法第12条に基づく年次報告等に反映することにより幅広い主体に対して情報提供を行う。

### **3. 計画の見直し**

国は、環境基本計画の策定後5年程度が経過した時点を目途に、計画内容の見直しを行うこととする。この際、それまでの中央環境審議会による点検結果を踏まえるとともに、中央環境審議会の意見を聴取する。この計画内容の見直しを踏まえ、必要に応じて計画の変更を行う。

なお、計画に定められた各分野の具体的な目標や、それを実現するための個別の施策については、目指すべき持続可能な社会の実現に向けて、内外の経済・社会の変化や施策の討・進捗状況に柔軟かつ適切に対応できるよう、必要に応じて弾力的に対応することが重要である。

## **第4部 環境保全施策の体系 (略)**